

災害時における飲料供給に関する協定書

石狩市（以下「甲」という）と、株式会社アクアクララプロダクト（以下「乙」という）は、石狩市内において、地震、風水害等の甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の飲料供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において、飲料を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で飲料の供給を要請することができる。

（飲料供給の数量）

第2条 甲が乙に供給を要請する飲料はミネラルウォーター等飲料水で、要請時点で乙が調達・製造が可能な数量とする。

（要請の手続き）

第3条 前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（飲料の運搬、引渡し）

第5条 飲料の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

（費用）

第6条 乙が飲料の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 飲料の取引価格は、災害発生時直前における適正な費用を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内の広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては石狩市総務部長、乙においては株式会社アクアクラプロダクト取締役総括事業部長とする。

(協議)

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書は締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書二通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その一通を保有するものとする。

平成20年9月5日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石 狩 市 長 田 岡 克 介

乙 石狩市新港南2丁目3717番地6
株式会社アクアクラプロダクト

代表取締役 荒 谷 治